# 令和3年

# 第8回教育委員会臨時会

( 持 ち 回 り 決 裁 )

令和3年10月25日(月)

## 第1 議案の審議

第43号議案 文京区立少年自然の家八ケ岳高原学園の指定管理者の指定について

上記議案については、令和3年11月定例議会に議案として提出予定の内容である。

本来、教育委員会臨時会を開催し、この内容について審議すべきところであるが、議案送付までに、教育委員一同が会しての臨時会開催の日程調整がつかないため、持ち回りという形で各委員に対して意見を求めるものである。

## 1 審議結果

審議の結果、以下の議案について、原案のとおり承認するものとする。

第43号議案 文京区立少年自然の家八ケ岳高原学園の指定管理者の指定について

#### 2 議案についての意見の申出

上記第43号議案については、令和3年11月定例議会に議案として提出される内容であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、区長から教育委員会に対して意見照会がある予定である。

この意見照会の処理については、教育長が照会内容を調査し、その内容がこのたびの審議結果 と同様である場合には、文京区教育委員会事案決定規則(昭和61年3月文京区教育委員会規則 第2号)第6条第1項の規定に基づき、区長に対し、「教育委員会としては異議がない」旨の回答 を行うものとする。

#### 第2 報告事項

(1) 文京区立少年自然の家八ケ岳高原学園の指定管理者候補者の指定結果について

(資料第1号)